



東中だより

大洲市立大洲東中学校 校報 第4号 令和7年7月18日発行



水晶の 念珠つめたき 大暑かな (日野草城)

保護者の皆様、地域の皆様、暑中お見舞い申し上げます。1学期中は、本校の教育活動への御理解、御支援、誠にありがとうございました。明日から44日間の夏休みに入ります。生徒たちにとって有意義な夏休みとなるよう、御協力をお願いします。

なお、夏休み期間中の8/12(火)～8/15(金)は学校閉庁日となっております。御承知おきください。

頑張れ！ 県総体

7月20日より下記の日程で県総体が行われます。大洲市の代表として挑みます。各部キャプテン(代表生徒)からの意気込みです。応援よろしくお願いします。

私たちは県総体に出るために3年間練習を頑張ってきました。今までに辛いことや苦しい思いをしたこともたくさんありましたが、最後の総体ではみんなで楽しく悔いの残らない試合にできるよう頑張ります！

(ソフトテニス：3年生女子)

1回戦で新居浜東中と対戦します。県新人で新居浜東中に当たって負けたので、リベンジできるように頑張りたいです。(バレーボール：2年生女子)

僕たちは、東中の代表として走幅跳と100mに出場します。気持ちで負けないように支えてくれたみなさんに感謝して全力で頑張ってきます。(陸上競技：2年生男子)

【県総体日程】

ソフトテニス：7月20日(日)～22日(火) 松山中央公園テニスコート ☆一回戦vs松山南
(※1日目20日は個人戦のみとなります。)

陸上競技：7月20日(日)～22日(火) ニンジニアスタジアム

バレーボール：7月22日(火)～24日(木) 県総合運動公園 ☆一回戦vs新居浜東

吹奏楽コンクールも行われます♪

8月3日には吹奏楽コンクールも行われます。会場は松山市市民会館、大洲東中の演奏時間は13:40～13:50の予定です。下の写真は7月6日のすばる演奏会の模様です。



私たち吹奏楽部は7人で吹奏楽コンクールに出場します。少ない人数ですが、良い音楽を届けられるよう日々練習に励んでいます。3年生にとって最後のコンクールになるので、悔いの残らないような演奏をしたいと思っています。(吹奏楽部：3年生女子)

体育大会スローガン決定！ 熱い戦いが始まります！

今年度の体育大会は9月14日（日）に行われます。先日オリエンテーションが行われ、スローガン「**龍虎喜悅～青春を味わい尽くせ～**」の発表がありました。3年生男子の発案です。各学年のリーダーも決まり、3年生を中心にやる気です。今年度の体育大会も乞うご期待！

僕は、体育大会に向けて、日頃から大きな声を出すくせをつけて、より良い応援合戦にしたいです。また、「このブロックで良かった」と皆が思うよう一生懸命頑張ります。そして、体育大会に関わるすべての人に感謝して、全力を尽くします。（白虎ブロック長：3年生男子）



僕は、体育大会に向けて、雰囲気作りを大切にしています。みんなに心から体育大会を楽しんでほしいので、青龍ブロック長として全力で頑張ります。地域の皆様もぜひ体育大会を見に来て下さい。（青龍ブロック長：3年生男子）

子どもたちが安心して過ごせる学校を目指して

連日教職員の不祥事が新聞やニュースで取り上げられています。学校は家庭と同様に子どもたちが安心して過ごせる場でなければなりません。

本校では、安心・安全な学校を目指して、職員研修を行い、教育相談や毎月のアンケート調査等行っていますが、見逃していることがあるかもしれません。何か心配な情報や相談したいことがありましたら、学校もしくは大洲市教育委員会（24-1733）まで連絡いただけたらと思います。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

第九条（学校の責務）学校は、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

また、学校内での重大な人権侵害であるいじめ問題に対しても毅然とした対応を行ってまいります。「いじめは絶対に許されない」という大前提に立ち、いじめの早期発見、解消に努めます。いじめに関しても気になることがありましたら、学級担任等に遠慮なくご相談いただけたらと思います。

右は、文部科学省から出されている「いじめ防止対策推進法」のパンフレットです。対応は法律に基づききちんと行います。重大事態等、学校だけでは解決が困難な場合や犯罪行為にあたる場合には警察等の専門機関の力を借りることもあります。

いじめ見逃し0の大洲東中を目指します。

【その他】

- ・月行事予定についてはミライムレーターで配布致します。
- ・8月24日（日）親子奉仕活動です。出欠回答はミライムレーターよりお願いします。
- ・学校ホームページもご覧ください。（二次元コードより→）



知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、**社会総がかり**でいじめの問題に向き合い、対処していくための、**基本的な理念や体制**を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、**「計画的」「組織的」**に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら**学校に連絡**するなどの対応をお願いします

「重大事態」には**調査組織を設置**します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。